

## レンタカー貸渡約款（標準約款）

### 【第1章 総則】

#### 第1条（約款の適用）

- 当社は、本約款および別途定める細則に基づき、借受人に対してレンタカーを貸し渡すものとします。また、借受人はこれを借り受けることに同意するものとします。
- 本約款および細則に定めのない事項については、法令および一般の慣習に従うものとします。
- 当社は、趣旨に反しない範囲で特約を設けることがあり、その場合は特約の内容が優先されます。

### 【第2章 予約】

#### 第2条（予約の申し込み）

借受人は、レンタカーの利用にあたり、あらかじめ車種、利用目的、借受開始日時、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否などの条件（以下「借受条件」）を明示し、当社の定める方法にて予約を行うことができます。

#### 第3条（予約の変更）

借受条件を変更する場合、借受人は事前に当社の承諾を得る必要があります。

#### 第4条（予約の取り消し等）

- 予約した借受開始時刻を1時間経過しても契約が締結されない場合、事情を問わず予約は取り消されたものとみなします。
- 借受人の都合による予約取り消しの場合、所定の予約取消手数料を申し受けます。
- 当社の都合により予約が取り消された場合、受領済みの予約申込金は返還いたします。

#### 第5条（代替レンタカー）

- 予約された車種クラスの車両を貸し渡せない場合、当社は速やかに借受人へ通知します。
- 異なる条件の車両（代替レンタカー）での貸し出しが可能な場合、借受人へ提案を行うことがあります。借受人がこれを承諾した場合、車種以外の条件は予約時と同一として扱います。

### 【第3章 貸渡】

#### 第6条（貸渡契約の締結）

- 貸渡契約は、借受人が条件に同意し、当社が車両を引き渡した時点で成立します。
- 契約締結時、当社は運転者の運転免許証の提示および写しの提出を求めます。また、本人確認書類の提示や緊急連絡先の確認を行なうことがあります。
- 支払方法は、原則としてクレジットカードまたは当社が指定する方法に限るものとします。

## 第 7 条（貸渡の拒絶）

以下の場合、当社は貸渡契約の締結を拒絶できます。

- (1) 運転免許証を提示しない、または必要な資格がない場合。
- (2) 酒気帯び、薬物中毒の兆候がある場合。
- (3) チャイルドシートがないにもかかわらず 6 歳未満の幼児を同乗させる場合。
- (4) 過去に利用料金の滞納やトラブルがある場合。
- (5) 反社会的勢力またはその関係者であると認められる場合。
- (6) その他、当社が不適当と判断した場合。

## 第 8 条（貸渡料金）

貸渡料金は、基本料金、免責補償料、装備品利用料、燃料代などの合計額とし、詳細は料金表に従います。

## 第 9 条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用期間中、毎日使用前に道路運送車両法に定める日常点検を実施しなければなりません。

## 【第 4 章 使用】

### 第 10 条（管理責任）

借受人は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用・保管するものとします。

### 第 11 条（禁止行為）

使用中に以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 無断での運送事業への使用、または転貸。
- (2) ナンバープレートの偽造、車両の改造。
- (3) 各種テスト、競技への使用、他車の牽引。
- (4) 法令および公序良俗に反する使用。
- (5) 日本国外への持ち出し。
- (6) 喫煙禁止車両での喫煙、ペットの無断同乗など、汚損の原因となる行為。

### 第 12 条（違法駐車時の対応）

1. 使用中に放置駐車違反を行った場合、借受人は直ちに管轄警察署に出頭し、反則金および諸費用を納付しなければなりません。
2. 当社が警察から連絡を受けた場合、借受人に対して速やかな移動と出頭を指示します。
3. 返却時までに違反処理が完了していない場合、当社が定める駐車違反金（放置違反金相当額および違約金）をお支払いいただきます。

### 第 13 条（GPS およびドライブレコーダー）

1. 車両には GPS およびドライブレコーダーが搭載されている場合があり、現在位置や走行経路、運転状況が記録されることに借受人は同意するものとします。

2. 記録情報は、車両管理、事故時の状況確認、サービス向上のために利用し、法令に基づく開示請求があった場合は関係機関へ提供することがあります。

## 【第5章 返還】

### 第14条（返還責任）

借受人は、契約期間満了時までに指定の場所へレンタカーを返還するものとします。

### 第15条（原状回復）

返還時は、通常使用による摩耗を除き、貸し出し時の状態で返還するものとします。車内のゴミや私物は借受人の責任で処理してください。

### 第16条（超過料金）

無断で返還時間を超過した場合、所定の超過料金に加え、違約金を請求します。

## 【第6章 故障・事故・盗難】

### 第17条（故障発見時の措置）

異常や故障を発見した場合、直ちに運転を中止し、当社へ連絡して指示に従ってください。

### 第18条（事故発生時の措置）

事故が発生した場合、大小にかかわらず以下の措置をとってください。

- (1) 負傷者の救護および警察への通報。
- (2) 当社への連絡および指示の仰ぐこと。
- (3) 相手方との勝手な示談の禁止。

### 第19条（盗難発生時の措置）

盗難や被害に遭った場合は、直ちに警察へ通報し、当社へ報告してください。

### 第20条（契約の終了）

故障、事故、盗難等によりレンタカーが使用不能となった場合、貸渡契約は終了します。

借受人の過失による場合、料金の返還は行いません。

## 【第7章 賠償および補償】

### 第21条（賠償責任）

借受人または運転者が第三者または当社に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。

### 第22条（ノン・オペレーション・チャージ）

事故、汚損等により車両の修理や清掃が必要となり、当社の営業に支障が出た場合、借受人は別途定める営業補償料（ノン・オペレーション・チャージ）を支払うものとします。

### 第 23 条（保険補償）

当社が契約する損害保険により、以下の限度額の範囲で補償が受けられます。ただし、免責金額および保険約款の免責事項に該当する損害は借受人の負担となります。

- (1) 対人補償：1名につき無制限
- (2) 対物補償：1事故につき無制限（免責額あり）
- (3) 車両補償：時価額まで（免責額あり）
- (4) 人身傷害補償：1名につき一定額まで

### 【第 8 章 解除・中途解約】

#### 第 24 条（契約の解除）

借受人が約款に違反した場合、当社は催告なしに契約を解除し、直ちに車両の返還を求めることができます。

#### 第 25 条（中途解約）

借受人の都合により期間中に解約する場合、未利用期間の基本料金の 100%に相当する解約手数料を支払うことで契約を終了できます。

### 【第 9 章 雜則】

#### 第 26 条（合意管轄裁判所）

本約款に基づく権利義務について紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、[令和 7 年 1 月 22 日]より施行します。